

議案第 7 4 号

狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 5 の項を 6 の項とし、1 の項から 4 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表に 1 の項として、次のように加える。

1 市長	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表第 2 中 6 の項を 7 の項とし、1 の項から 5 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表に 1 の項として、次のように加える。

1 市長	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第 2 の 2 6 の項の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの
------	---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務において、新たに個人番号を利用するため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。